

# バングラデシュ人民共和国

(People's Republic of Bangladesh)

## 目次

1. 侵害対策関連法令 .....	1
2. 侵害対策関係機関 .....	3
3. 侵害の定義 .....	5
4. 侵害の発見から解決までのフロー .....	11
5. 侵害に対する救済手段 .....	17
6. 留意事項 .....	23
7. その他の関連団体 .....	24

### 1. 侵害対策関連法令

#### 1. 1 特許意匠法

THE PATENTS AND DESIGNS ACT, 1911

(Act No. II of 1911), 1st March, 1911

特許

第29条 特許侵害訴訟

第1章 意匠

第53条 登録意匠侵害の訴訟

\* 実用新案に相当する権利はない。

#### 1. 2 商標法

THE TRADEMARKS ACT, 2009

(Act No. XIX of 2009), 24 March, 2009

第4章 登録の効果

第26条 商標侵害

第10章 違法行為、罰則及び手続き

第73条 商標及び商品記載等の虚偽表示に対する罰則

第74条 商標及び商品記載等の虚偽表示をした商品の販売に対する罰則

### 1. 3 著作権法

THE COPYRIGHT ACT, 2000

(ACT No. XXIII of 2000) as amended in 2005

第13章 著作権侵害

第14章 民事上の救済

### 1. 4 会社法

THE COMPANIES ACT, 1994

(ACT No. XIII of 1994)

第2部会社の設立と編入

第11条 会社名と名義変更

1項 同一或いは誤認を生じさせるような類似商号での会社設立の禁止

### 1. 5 税関法

THE CUSTOM ACT, 1969

(ACT No. IV of 1969) as amended by other related laws and notices

金融法(The Finance Act)の適用が多く、毎年改正があるので注意

第4章 輸出入の制限と禁止

第15条 模倣品、商号・商標・商品表示違反及び意匠侵害品の輸入禁止

第17条 侵害品の処分

### 1. 6 刑法

THE PENAL CODE, 1860

(ACT No. XLV of 1860) as amended by the Penal Code Ordinance, 1985

第18章 書類及び商標等の違反

第463-477条 虚偽や模倣行為の禁止と罰則

第478-489条 商標や商品表示の違反と罰則

### 1. 7 消費者権利保護法

THE CONSUMER RIGHTS PROTECTION ACT, 2009

(ACT No. 26 of 2009)

第4章 犯罪、処罰など

第50条 模倣品製造販売の刑罰

上記に加え、バングラデシュ政府は現在、特許・意匠法、商標法を2015年までに改正するための作業を進めている。また、地理的原産地表示、半導体集積回路配置、そして、

ネットワーク利用の急増を受けて、デジタル関連法を2021年の施行を目標に整備を進めている。なお、植物新品種を保護する種苗法は制定されていない。

## 2. 侵害対策関係機関

### 2. 1 特許意匠商標庁

**The Department of Patents, Designs and Trademarks (DPDT)**

**Ministry of Industries**

住所: Shilpa Bhaban (5th Floor)  
91 Motijheel Commercial Area  
Dhaka 1000 Bangladesh

電話: +880-2-956-0696, 956-3558

Fax: +880-2-955-6556, 955 6714

Website: <http://www.dpdt.gov.bd/>

[特許、意匠、商標の知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力。チッタゴンに商標支所]

### 2. 2 著作権局

**Copyright Office**

**Ministry of Cultural Affairs**

住所: National Library Building (2nd Floor)  
32, Justice SM Morshed Sharany  
Agargoan Sher-e-Bangla Nagar  
Dhaka1207, Bangladesh

電話: +880-2-911-9632

Fax: +880-2-811-3264

Website: <http://www.copyrightoffice.gov.bd/>

[著作権の申請登録手続き、ライセンス・譲渡管理、海賊品・侵害品対策及び民事救済支援、著作権情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力]

### 2. 3 最高裁判所

**The Supreme Court of Bangladesh**

住所: Ramna  
Dhaka 1000, Bangladesh

電話: +880-2-956-2941

Fax: +880-2-956-5058

Website: <http://www.supremecourt.gov.bd>

[控訴部と高裁部からなり、地方裁判所等からの上訴事件などを審理する]

## 2. 4 国家警察本部

**Bangladesh Police, Headquarters**

**The Ministry of Home Affairs**

住所: 6, Phenix Road, Flubaria

Dhaka 1000, Bangladesh

電話: +880-2-956-1967

Fax: +880-2-956-3362

Website: <http://www.police.gov.bd/>

[各地に所在する警察署が模倣品や侵害事件に対応する]

## 2. 5 ダッカ首都圏警察

**Dhaka Metropolitan Police (DMP)**

**The Ministry of Home Affairs**

住所: 10, Circuit House Road,

Dhaka1000, Bangladesh

電話: +880-2-861-6551..3

Website: <http://www.dmp.gov.bd/>

[ダッカ首都圏全体を担当する警察本部、模倣品、海賊版の摘発も対応する]

## 2. 6 緊急行動隊

**Rapid Action Battalion (RAB)**

**The Ministry of Home Affairs**

住所: R R F Bhaban, Uttara,

Dhaka 1230, Bangladesh

電話: +880-2-791-3117

Fax: +880-2-791-3133

Website: <http://www.rab.gov.bd/>

[テロなど緊急性を要する事件を主に担当するが、模倣品、海賊版の摘発も対応する]

## 2.7 税関/国家歳入庁

Custom House Dhakka (ダッカ)

National Board of Revenue (NBR)

住所: Kurmitola

Dhaka, Bangladesh

電話: +880-2-890-1239

Fax: +880-2-890-1238

Website: <http://www.nbr-dhk.com/>

Custom House Chittagong (チッタゴン)

National Board of Revenue (NBR)

住所: Port Colony Road

Chittagong, Bangladesh

電話: +880-3-172-3101

Fax: +880-3-171-3988

Website: <http://www.nbr-ctg.com/>

[輸出入貨物の確認、課税及び知的財産権侵害品の摘発も対応する]

## 3. 侵害の定義

### 3.1 特許

特許意匠法第12条が規定する、特許権者の排他権はバングラデシュ国内での次の行為である。

- (a) 特許製品を製造する行為
- (b) 特許製品を販売する行為
- (c) 特許方法を使用する行為
- (d) 実施許諾をする行為

そして、特許権者の承諾なく、権利存続期間中にバングラデシュ国内で、特許権者の権利である製造、販売、使用及び実施許諾を侵害する行為に加え、虚偽表示及び模倣行為について、管轄権のある裁判所に提訴することができる。(特許意匠法第29条)

注意すべき事項は以下の通り。

- ・ 特許権の権利保護は出願の公開日から発生する(特許意匠法第76条)

- ・ 特許権者は、公印が押された特許証が発行されるまで侵害訴訟を提起できない(特許意匠法第7条)
- ・ 特許出願が受理され公開される前の侵害行為に対する法的手続をとることができない(特許意匠法第11条)
- ・ 特許表示で日付表示を伴わない場合、存在の通知とならない(特許意匠法第30条)

#### 例外規定

- (1) 侵害した日まで当該特許の存在の不知や知る合理的な手段がないことを証明できる善意の侵害者による侵害行為(特許意匠法第30条)
- (2) バングラデシュ領域内を通過中の外国船舶における特許の使用(特許意匠法第42条)

保護期間：登録日から16年間(5年延長可能、例外的に最長10年以内)

(特許意匠法第15条)

なお、実用新案に相当する権利はない。

### 3.2 工業意匠

特許意匠法第53条は、意匠権の存続期間中の意匠権者の書面による許諾なく販売目的とする侵害行為を次のように規定している。

- 登録意匠を物品に適用する行為
- 登録意匠と紛らわしいか明らかに真似た意匠を物品に適用する行為
- 登録意匠が適用されたとみられるようする行為
- 登録意匠が適用された物品を輸入する行為
- 登録意匠と紛らわしいか明らかに真似た意匠が適用された物品を輸入する行為
- 登録意匠と紛らわしいか明らかに真似た意匠が適用された物品と知りながら公表若しくは陳列する、又は公表若しくは陳列させる行為

注意すべき事項は以下の通り。

特許権の権利保護は出願の公開日から発生する(特許意匠法第76条)

- ・ 特許適用事項(第7, 11, 30, 76条)が同様に適用される(特許意匠法第54条)
- ・ 物品の各々に登録意匠を示す所定の標識などを貼付していない場合、意匠権者がこれを怠った場合、意匠権者は意匠権侵害の違約金又は損害賠償を得る権利がない(特許意匠法第48条)

例外規定 特許の適用事項(第 30, 42 条)が同様に適用される(特許意匠法第 54 条)

保護期間: 登録日から 5 年間(5 年づつ 2 回延長可能、最長 15 年間)  
(特許意匠法第 47 条)

### 3.3 商標

商標法第 25 条は、商標登録者に登録商標の使用権と排他権を認めている。商標権の侵害行為について、商標法第 26 条は次のように規定している。

- (a) 登録商標権者或いは被使用許諾者でない者が、登録商標と同一或いは類似する標章を登録商標で認可された商品やサービスと同一或いは類似する商品やサービスに使用することで、一般大衆に誤認混同させる行為
- (b) 登録商標権者或いは被使用許諾者でない者が、登録商標を商品やサービスの広告目的で事業として不当に使用し、不公平な状況が生じ、顕著性や名声に悪影響を及ぼさせる行為
- (c) 登録商標権者或いは被使用許諾者でない者が、登録商標を商品やサービスの資料、包装やラベル、広告宣伝などで使用する行為
- (d) 登録著名商標の登録商標権者或いは使用許諾者でない者が、登録著名商標を使用する行為
- (e) 登録著名商標の登録商標権者或いは被使用許諾者でない者が、登録著名商標の商品やサービスと類似しない商品やサービスに登録著名商標を使用して、著名商標権者との関係を示すことにより登録著名商標権者の利益に損害を与える行為

注意すべき事項は下記の通り。

- ・ 未登録商標の侵害には損害賠償なし(商標法第 24 条)
- ・ 登録商標が使用による著名性を立証できれば、防御商標として、使用予定のない他の区分も登録できる制度がある(商標法第 43 条)
- ・ 被使用許諾者は、商標権者に侵害者の提訴を求めたにもかかわらず、商標権者がその後 3 か月間何ら対応しない場合、訴訟手続きを開始することができる(商標法第 46 条)
- ・ 商標の偽造及び不正表示の商品販売に対する罰則がある(商標法第 74 条)

#### 【詐称通用(パッシングオフ)】

商標法第 97 条は、他人が未登録商標を使用した場合、「詐称通用(passing off)」であることを主張して訴訟による使用差止、侵害ラベル等の削除・廃棄・引

渡命令、損害賠償の救済を認めている。なお、原告は当該商標の使用の事実や被告による当該商標の継続使用を立証する義務がある。本条項は、コモンローの適用であるが、TRIPsの規定第16.2条及び第16.3条を受けて導入された。

#### 例外規定

- (1) 条件や制限つき登録商標の場合、それらの条件又は制限の及ばない正当な使用
  - (2) 登録商標権者や被使用許諾者から明示黙示の使用許諾のある使用
  - (3) 他の商品若しくはサービスの関係者よりその一部を構成又は付属するものとして設置が認められた商品又はサービスの範囲内での使用
  - (4) 合法的な再販売等における使用
- (以上、商標法第 27 条)
- (5) 商標の偽造及び不正表示に対する善意による幫助、非侵害対策や情報提供行為などを訴追しない(商標法第 80 条)

保護期間：登録日から 7 年間(以後、10 年ずつ更新、無期限)  
(特許意匠法第47条)

### 3. 4 著作権

著作権者はその著作物に対する排他権を有し、第三者が許諾なく商業的行為をすることは侵害を構成するとしており、侵害者は民事や刑事上の責めを負う。著作権法第14条及び15条は、著作権者の著作物を複製、発行、講演、利用や翻訳、放送や通信などに関する権利を規定している。

著作権法第71条は侵害の態様を次のように定めている。

- (a) 著作権者或いは著作権登録者の許諾なく、また使用許諾契約或いは関係法に定める条件に反して、著作権者の有する権利を行使、或いは利益目的で許諾する行為
- (b) 侵害品を販売、賃貸、販売や賃貸の申し出をする行為或いはそれらをさせる行為
- (c) 侵害品の取引等或いは著作者に不利となるような目的で配布する行為
- (d) 侵害品を取引目的で展示する行為
- (e) 侵害品を輸入する行為

注意すべき事項は下記の通り。

- ・ 複数の権利者がいる著作物の場合、それぞれの権利者は独自に権利行使



することができる。

例外規定 著作権法第 72 条は数多くの非侵害事項を規定している。

- (1) 商業目的でない公正な取引行為
- (2) 学術、研究、評論目的での複製行為
- (3) 司法手続きや立法者による当該目的での複製行為
- (4) 教育目的での要約や限定された部分の複製や講演行為
- (5) 著作料支払による許諾契約に基づくレコードの製造行為
- (6) 新聞や雑誌などで発表された現在の政治、経済、地方の出来事の記事の複製行為
- (7) 図書館或いは個人が研究のための所蔵目的で少量複製する行為
- (8) 法律等を含む官報で発行された事項及びその翻訳
- (9) 公共の場所にある芸術的な作品のスケッチや写真撮影の行為
- (10) 映画に芸術作品を使用する行為
- (11) 著作権者でない創作者による業務上の使用行為
- (12) 一定の条件で平面作品を立体作品にする行為
- (13) 芸術的な図面などにに基づき建造物を再生する行為

保護期間：

- ・ 著作権者の生存中に発表された文学、戯曲、音楽及び芸術作品は、著作権者の生存中及び著作者の死亡の翌年の初めから 60 年間
- ・ 遺作については、未発表の場合、最初の発表日から 60 年間、既に発表されていた場合は、その翌年の初めから 60 年間
- ・ 映画、音楽及び写真は、発表された翌年の初めから 60 年間
- ・ プログラムは、発表された翌年の初めから 60 年間
- ・ 匿名、偽名（ペンネーム）により発表された文学、戯曲、音楽及び芸術作品は、発表された翌年の初めから 60 年間。なお、上記保護期間中に著作者が判明した場合は著作者の死亡の翌年の初めから 60 年間
- ・ 政府、地方の官庁や国際機関の著作物は、発表された翌年の初めから 60 年間

（著作権法第3章第24-32条）

### 3.5 会社法

会社法に商標等の知的財産権の侵害についての規定はないが、同一或いは類似する商号を登録することを禁じている。

会社法第11条第1項は商号登記について規定しており、先に登録された商号を有する会社の同意なく、同一或いは誤認を生じるほど類似する商号での会社名登記を禁じている。なお、不注意等で登録されてしまった場合は、登記官の命令により、120日以内に別の社名に修正しなければならない。(同第2項)

### 3.6 税関法

バングラデシュの税関法は、刑法、商標法や特許意匠法を引用して、侵害品の輸入を禁じている。関税法第15条が規定する輸入禁止品は下記の通り。

- (a) 模倣貨幣
- (b) 偽造或いは模倣紙幣
- (c) 猥褻な書籍などの物品
- (d) 模倣商標(刑法引用)、或いは虚偽取引表示(商標法引用)を付した物品
- (e) 外国で製造や供給されながら、バングラデシュの製造者、取引業者或いは取次先の名前や商標を装った物品
- (f) 外国で製造された反物等で長さや数量に不正な表示のある物品
- (g) 外国で製造や供給され、販売目的で輸入され、登録意匠権を侵害、或いは当該意匠を詐欺的又は明らかに模倣した物品(特許意匠法引用)
- (h) 販売或いは事業目的で著作権或いは集積回路配置を侵害する商品或いは物品
- (i) その他、政府が輸入を制限する物品

また、関税法第17条は、上記の禁止物品が摘発された場合、他の関係法が規定する違反者に対する罰則に影響することなく、物品の差押え、没収及び廃棄することができる規定している。

### 3.7 刑法

バングラデシュの刑法は、その第8章で、取引にかかる虚偽表示や商標の表示違反について規定し、不正取引や侵害行為を禁じている。

- (a) 虚偽や模倣行為の禁止と罰則(刑法第463-477条)
- (b) 商標の不正使用と罰則(刑法第478-489条)

商品や関連するパッケージなどの包装にその製造者や取引者のように装って製造又は使用するものは、虚偽商標を使用していると言える(刑法第480条)。そのように虚偽商標が禁止される条件で使用しているものは、懲罰を受けなければならない(刑法第488条)。

#### 4. 侵害の発見から解決までのフロー

バングラデシュで取引される模倣品は他のアセアン諸国と比べるとまだレベルが低いと言える。ニセモノを本物として販売している状況である。芸術的作品から会社のロゴやブランド、そして通貨まで、その被害の範囲は幅広いのが現状である。そして、模倣被害はほとんどの商品やサービスにまで広がっており、洗剤、医薬品、衣服、化粧品、クレジットカード、時計、携帯電話などの電気製品、ミシンなどの機械、オートバイや自動車部品まで幅広く、医薬品においては、しばしば低水準の模倣品のために健康被害を起こすなど、社会的経済的損害の要因となっている。これらの模倣品の多くは首都ダッカ地区の主要な市街地で見ることができるが、地方にも広がりがみられる。



また、一般消費者の知的財産に対する認識も低く、模倣品や新製品を見分けることもままならないために、市場で不正な商標が表示された商品を価格の安さから購入し、数か月後にそれに気付くようなことが繰り返されている。また、音楽、ゲームやソフトウェアプログラムの海賊品の販売やインターネットからのダウンロードサービスといった著作権侵害も数多く発生しているが、模倣対策の最前線で活躍すべき警察や政府機関の人材不足から対応が十分できていないことも報告されている。

2011年8月に開催されたダッカ商工会議所(DCCI)のセミナーでは、バングラデシュの模倣による経済的規模を1550-2220億タカ(1209-1732億円)と試算し、その20%にあたる310-444億タカ(242-346億円)の税収減をもたらしていると発表し、こうした模倣による被害はバングラデシュ地域経済や外国からの投資に大きな影響を及ぼしていると指摘した。また、医薬品模倣の悪影響は大きく、ジェネリック薬を含めて、バングラデシュ国内で不正なラベル、再パッケージ、使用済みの容器の再利用などによる模倣行為が一般的で、商標権や特許権侵害のみならず生命のリスクにもつながっていると報告された。(参考:1タカ=0.78円/2013年10月)

バングラデシュでの特徴的な模倣行為は、デザイン模倣による意匠権及び商標権侵害である。例えば、バングラデシュで販売される電気製品の70%は模倣品といわれており、携帯電話の場合、販売される製品自体は真正品と同一或いはほぼ同一であるが、商品としては製品ごとに違う商標がつけられていたり、商標のついていない製品が販売されていたりすることが多く見られる。これにはいろいろな背景が考えられるが、一つにはバングラデシュの輸入や販売に正規品取引を制限するような法整備が十分できていないこともその理由である。このため、有名ブランドを付した不正商品が、不正ルートから輸入されることが発生しており、特に、周辺国である中国やインドから流入していることも見逃すことはできない。また、高価な真正品が市場に出回っていないことも、こうした模倣行為を助長している側面もある。



#### 4.1 侵害の発見

バングラデシュ国内での模倣品や海賊品(以下、まとめて侵害品という)は、ダッカ管区の主要な市場で発見されるか、現地の代理店や関連法人、時には同業他社からの情報提供から侵害品発見との情報が提供される。

侵害の通報を受けた場合、通報の内容が確かに自社製品と関係があるか、そして、どこで侵害品が発見されたを確認する。

まず、現地から侵害品の現物を入手する。現物が入手できない場合は、侵害品や侵害品のパッケージを複数のアングルから撮影した写真、特に、自社の製品と比較識別するために不可欠な当該侵害品の当該部分の写真を手にする。また、付属資料があれば、そのコピーを同時に入手する。

また、侵害が発見された場所や店舗の情報を入手する。そして、継続して侵害が行われているかどうかを把握するために、店舗名や販売している商品を撮影した侵害現場の写真或いはビデオなどを入手する。なお、バングラデシュでは侵害規模が大きい場合は少ないと考えられるが、侵害規模や状況についても事情の把握や今後の対策立案のために、関係者から侵害品の聞き取り調査を行う。

#### 4. 2 証拠の収集

入手した侵害品の判断から侵害品であることが確認できた場合、現地で証拠となる侵害品を購入する。販売店から侵害品を購入する場合、販売店や侵害品の販売を特定できる領収書やチラシなど関係書類を入手する。この場合、侵害されている知的財産権が明確に立証できる侵害品を購入することが目的であるので、商標や著作権など侵害が明らかに立証できる証拠の収集を行わなければならない。

また、バングラデシュでは、シンジケートが侵害品を輸入して販売する 경우가多いが、日用品などは国内で製造し、流通させている場合があるため、販売店舗から侵害品の入手ルートの情報が得られるようであれば、聞き取り調査を行う。

収集した侵害品サンプルや関連資料から、被疑侵害品が精巧な侵害品か、または質の悪い侵害品であるかどうか、また自社の真正品や並行輸入品かなど、さまざまな角度から判定する。特に、パッケージや侵害品本体の表示、例えば、商標、製造国や各種番号、会社名、連絡先などの記載を確認し、想定できる侵害ルートや製造方法などを検討し、併せて、侵害対象となる商標、意匠、特許、また著作権の侵害の程度を判断する。

#### 4. 3 侵害者の特定

侵害者の情報は、証拠収集と同時に、店舗の住所や経営、経営状況を把握する。また、輸入品であれば輸入シンジケート、バングラデシュ国内の製造であれば製造元を特定する。侵害の規模が深刻な場合は、後日の刑事告訴などのために、会社の登記情報を入手する。

こうした侵害者を特定する作業には、主要な市場を調査したり、侵害ルートを調査したりする活動が必要なため、現地の警察や政府機関と日頃連絡を取り合う経験のある現地の弁護士事務所或いは弁理士事務所に調査を委託することが肝要である。調査を専門に行う組織や個人がバングラデシュにも存在するが、他国のように組織化された事務所や会社は少ない。また、日本から現地の調査員をコントロールできないことも想定される。そのため、専門の調査員を持っているような現地代理人事務所に相談することをお勧めする。

#### 4. 4 権利行使の判断

外国企業がバングラデシュで取得している知的財産権の件数は下記の表1のように非常に少なく、また、審査手続きの遅れも目立っている。バングラデシュの知財関係者によると、特許意匠商標庁の審査官の人員が限られており、また電子化も遅れ

ているために、審査が順調に進まず、商標の登録審査も3年以上を要している。このため、順調な権利取得がなされず権利行使にも支障がきたすものと考えられる。

表 1: 外国からのバングラデシュ特許・意匠・商標出願と登録件数推移

外国企業	出願					登録
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2007-2011年
特許	270	278	275	276	274	677
意匠	76	38	38	43	141	173
商標	3,230	不明	1,859	2,374	3,013	3,616 <sup>注</sup>

注: 2008年の商標の出願と登録件数は不明のため含まれない

このようにバングラデシュでは、日本企業が取得している知的財産権が少ない事情もあり、主に商標権や著作権を侵害された知的財産権の対象として活用することとなる。

バングラデシュで商標権がない場合、商標法上に規定のあるパッシングオフ、刑法の虚偽記載、或いは2009年施行の消費者保護法での権利行使が考えられるので、具体的な侵害の事情を現地弁護士に説明の上、その適用の可能性を相談することもお勧めする。

また、著作権については、権利自体は発生主義で、日本での発生をもって、或いは譲渡をもって権利者となれるが、バングラデシュでの権利行使をするためにはバングラデシュの著作権登録証を取得することをお勧めする。これは、権利者が著作権登録証を提示することは、その著作権に一応の権利を保有することを示しており、警察や関係官庁はその著作権者を権利者として対応することになる。従って、著作権に基づく権利行使前に、必ず著作権局に登録申請し、登録証を入手することをお勧めする。

現地代理人によると、被疑侵害者が販売店等になることが多いために、何らかのアクションを取ることで侵害行為を止めたり、少なくしたりすることができるという報告している。従って、警告書や法的通知書を利用した販売差止の交渉は一定の効果があると判断できる。

下記の項目は、知的財産権者が民事訴訟まで意識した権利行使前の準備段階で検討や準備をするポイントである。

1. バングラデシュで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標などの知的財産権が現状も有効であることを確認する。

2. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討する。
3. 必要に応じてバングラデシュの法律事務所から被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書/判定書を入手する。
4. 被疑侵害者は誰を対象とするか、どのような救済を求めるのか、つまり行政措置と刑事告訴、民事訴訟による製造や販売の差止、また損害賠償まで求めるのかどうかを検討する。
5. 被疑侵害者がバングラデシュの中小企業である場合、損害賠償まで負担できるような財力があるかどうか疑わしので、早期に販売や製造の中止を目的とした警告書の準備、必要に応じて刑事告訴することを視野に入れる。
6. 関連する知的財産権の有効な証明資料を準備する。
7. 現地の事件処理に必要な委任状などの全ての必要書類を正しく準備する。
8. 最終的に使用する被疑侵害者の侵害品や関連資料を準備する。

#### 4. 5警告状

バングラデシュでは被疑侵害者に対する警告が功を奏することがあるので、販売店舗、流通業者、製造業者など様々であるが、状況を判断して、警告状で済むことが想定できれば、警告状を送付する。

もちろん、警告書は被疑侵害者、特にシンジケートの首謀者に知的財産権者が侵害に注目していることを単に通知することになり、製造場所や輸入品の保管場所の変更など、隠ぺいや偽装工作をされることに繋がるので、事前に現地弁護士と相談し、十分に効果のある警告の方法を検討する。

警告状を送付する場合、その被疑侵害者名と居所を特定し、被疑侵害者宛に書留で発送する。その警告状に記載する事項は概ね次の通り。

- ① 知的財産権に関する情報
- ② 侵害の事実、販売製品を特定する、必要に応じて写真
- ③ 侵害している知的財産権の情報
- ④ 被疑侵害者への要求、例えば、製造と販売の停止
- ⑤ 警告状受領後2週間以内の対応

警告状の送付は、現地弁護士を通じて送付することにより、今後の法的な措置や交渉の可能性の意思表示の効果がある。警告状を発送してから2週間程度で、現地弁護士を通じて被疑侵害者にコンタクトし、どのような対応をしたか、或いは今後の予定を確認する。また、侵害を否認するような場合や排除に消極的な場合は、法的措置

の開始を検討する。

警告に応じた場合には、知的財産権者が提訴しないことを条件に、侵害品の引渡し、販売の停止、入手ルートの情報開示、或いは製造場所と関係材料や機材廃棄に同意することを書面で求める。比較的規模の大きい侵害者とは和解契約を締結し、後日、再犯を侵すような場合は裁判所に民事訴訟を提起する。

#### 4.6 侵害に対する法的措置

警告に応じない場合、バングラデシュでの法的措置は、行政摘発(レイド)、刑事訴訟、或いは民事訴訟の提起のいずれかを選択することになる。すでに説明しているように、バングラデシュでの侵害は、商標権侵害が主なものであり、民事訴訟まで行うような深刻な状況は少ないため、レイドを選択することが一般的である。

表2: 権利種別と救済

	行政処罰	刑事訴訟	民事訴訟
特許	X	X	○
意匠	X	X	○
商標	○	○	○
未登録商標	X	X	○
著作権	○	○	○
集積回路配置	○	○	○

注: 集積回路配置は税関法での処分。 (作成: 2013年9月現在)

現地代理人によると、緊急行動隊(RAB)或いはその地域の地方警察、または移動裁判所(Mobile Court)との協同による対策が最も効果的である。従って、警察の担当官や治安判事がスムーズに摘発や処分をできるように、既に行った侵害調査に基づく証拠や被疑侵害者の情報を整理し、告訴するかどうかを検討する。

特許権や意匠権侵害については、その地域を管轄する地方裁判所(District Court)での民事訴訟が救済方法であるため、事件として案件を現地弁護士に依頼し、侵害品が確かに侵害しているとの侵害鑑定などを含め、必要な準備をすることになる。また、商標権がなく、パッシングオフに基づく権利行使をする場合も、地方裁判所による民事訴訟となるため、侵害の証拠以外に、自己の事業と誤認が生じる状況についての挙証を求められる。

また、民事訴訟の場合、原告の主張に対する反論や知的財産権に対する無効主

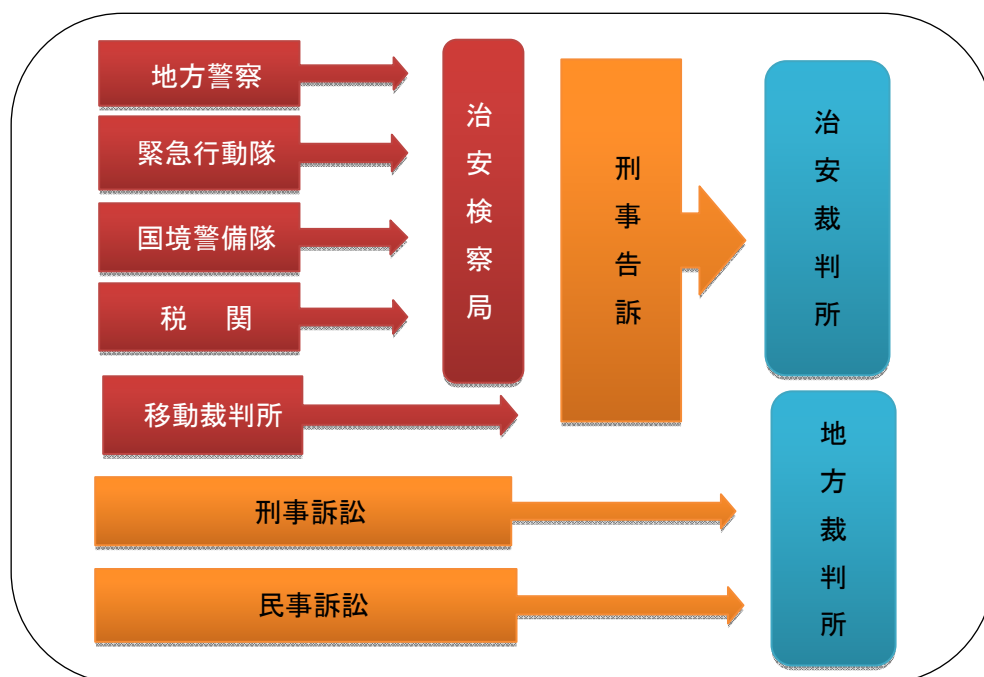


張などの反訴が想定されることから、事件解決の長期化、主張や立証に弱点がある場合は、十分な準備と検討が不可欠である。従って、被告として十分な対応能力や規模があるかどうか、自社の事業に大きな影響があるかどうか、費用対効果やビジネス判断を含めることが好ましい。

## 5. 侵害に対する救済手段

知的財産権の救済手段は、行政処罰、刑事訴訟及び民事訴訟の3つのルートになる。しかし、バングラデシュで大きな知的財産権侵害事件は多くないため、救済手段としては、商標権に基づくレイドの行政処罰、及びそれに引き続く刑事告訴に基づく刑事訴訟が最も良く使用されている。これは、警察等のレイドにより短期間に結果を出すことができ、そして、そうしたレイドと処罰による周辺の一般大衆への宣伝効果も期待できるため、費用対効果があると評価されているためである。

図1:各救済手段ルート



### 5.1 行政処罰

バングラデシュ国内で模倣品や侵害品を発見した場合は、既に4.2項の証拠収集で説明したように、市場の販売店などから侵害品を手に入れた後、都市部では、RABと呼ばれる警察の緊急行動隊や首都圏警察、地方の場合はその地域を管轄する警

察、国境や税関に近い場合は、国境警備隊(Border Guard、以前は Rifles の名称)に通報し、レイドをかける。その後、その地域を管轄する治安検察局(Magistrates)により、処罰と処分が命令される手順が一般的である。

このように地方裁判所に告訴し、処分命令が出されるのは少ないようである。また、最近では移動裁判所(Mobile Court)が移動裁判所法(Mobile Court Ordinance 2007, Mobile Court Act 2009)により設置され、警察のレイドの現場をそのまま移動裁判所に立件し、被疑侵害者がその事実として認めると、2年以内の禁固や関係法規の罰金を命令するような対策も最近では取られているようである。移動裁判所の管轄地域は非常に狭いが、約100程度の犯罪を対象に処分ができるような権限を有している。しかし、事件規模が大きい場合や被疑侵害者がその事実を認めない場合、治安検察に案件を移送することで対応していることから、案件や事情により、対策ルートを選択する必要がある。

ところで、レイドにかかる手続きは侵害品の入手を含めて、現地の代理人に委託し、安全のために直接は行わないようにする。

代理人は証拠の立証の目的から、侵害品の入手とその販売領収書を必ず入手する。一般的には、比較的大量な発注を販売店にかけて、その販売代金を前払いし、領収書を受領し、商品の受取日を確定する。

その後、代理人は、侵害品、その取引を証明する領収書や申立書を準備し、RABなどの警察機関にレイドを申立てる。警察機関は申立書や侵害品を確認し、侵害の真実性があると判断する場合、レイドを決定する。レイドは商品の受取日に合わせて実行できるようにする。警察機関は、受取日にその販売された模倣品と前払い金を差押える。レイドの計画から実行まで、約1か月はかかるのが一般的である。

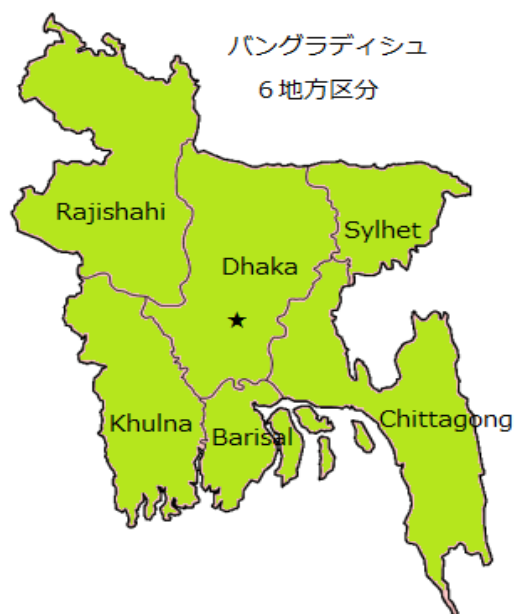
その後、治安検察での手続きには、弁護士に対する委任状、登録商標のコピー、レイドの調査報告などが提出され、治安検察官が侵害場所で正式な命令をだすことになる。この正式な命令が治安検察により出されるまで、約1か月かかる。

なお、大量な侵害品の発注をかけることで、輸入業者や製造業者に関する情報をレイド段階で入手できる可能性が広がる。こうした情報をもとに、同時に関係業者をレイドするような、一連の対応ができれば好ましい。さらに、輸入業者のレイドにより、次の侵害品の輸入情報などが入手できれば、税関対策へと侵害品対策の範囲を芽づる式に広げることできる。

## 5.2 税関取締

税関での模倣品及び海賊品対策は、税関法第 15 条の定める、模倣商標や虚偽取引表示のある物品、意匠権を侵害する物品、或いは著作権或いは集積回路配置を侵害する物品で、空路、陸路及び海路による輸入が対象となる。

バングラデシュは6の地方管区からなり、ダッカ(Dhaka)、チンタゴン(Chittagong)、クルナ(Mangla, Khulna)、シレット(Sylhet)、ラジャヒ(Rajshahi)及びバルサル(Barsal)に所在の税関が、2つの港、3つの空港及び 50 を超える陸路基地を対応する。課題としては、人材に加え、電子化とネットワークが整備されていないことや立地上、インドとの陸路が多く、十分な取り締まりがされていないことである。



税関での侵害品の捜査は、他国のような商標権等の税関登録制度がないために、関係者による侵害輸入貨物の通報、或いは職権捜査による各地の税関の取り締まりとなる。このため、十分機能をしていない模様である。

税関法第 17 条は、上記の禁止物品が摘発された場合、他の関係法が規定する違反者への罰則に影響することなく、物品の差押え、没収及び廃棄することができることと規定している。税関での告訴はレイドと同じような告訴の手続きとなっているが、明確な規定がない。案件ごとに現地代理人と税関の間で調整する。

模倣品の輸入に関する情報は容易に手に入らないが、市中の販売店や輸入業者に対するレイドにおいて、次回の輸入計画や注文書などの情報が得られれば、そうした書類を証拠として、税関に輸入の差止を行うことができる。特に、比較的大きな事件の場合、レイドで可能な限り関係情報を検索し、輸入差止につなげるように努力することが勧められる。

## 5.3 刑事及び民事訴訟

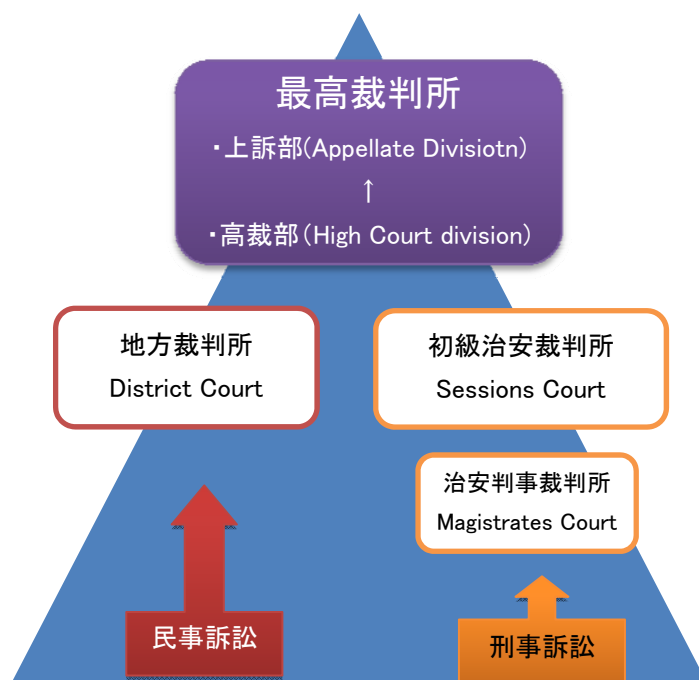
バングラデシュの法制度は、英領インド時代、引き続くパキスタン時代の司法制度に起源をもち、英領インド時代の諸法律が現行法となっている例は多く、改正法や新制度も英領インド時代の法律に基づいている。憲法および民事訴訟法、刑事訴訟法

などにより定められた裁判組織も同様である。そして、バングラデシュの判例はイギリス、インド、パキスタンの判例がしばしば引用される。

図2: バングラデシュの司法制度

図2は、バングラデシュの裁判所の構造を簡易に示したものである。刑事も民事も最初の提訴は、事件発生地の裁判所である。イギリススタイルの手続きである。

特許、意匠及びパッシングオフの侵害は、民事訴訟事件となるので、その侵害地での侵害状況と被疑侵害者の証拠に基づく提訴をすることになる。商標や著作権侵害で、行政処分をしない場合は、その地域の治安判事に申立てをすることになる。



### 5. 3. 1 刑事訴訟

刑事訴訟は、レイドによる行政処分に不服の場合及び直接事件を刑事訴訟に持ち込む場合がある。直接事件を刑事告訴する場合、その前に以下の4つのステップをとる。

- (1) 刑事事件独自捜査、或いは治安判事への申立
- (2) 本調査
- (3) 調査報告と刑事訴追書の作成

刑事告訴は、刑事訴訟法に基づき処理されるが、知的財産権者が事前に作成した侵害事実の報告書或いは治安判事への申立のいずれかをもとに開始される。治安判事への申立の場合は、地域の警察による本調査を経て、調査報告と刑事訴追書が作成される。治安判事(行政官)は、事件を治安判事裁判所に移送する、なお裁判手続きは省略する。

● 刑法での救済(商標)

- ・ 虚偽表示や模倣商品の販売等 禁固 1 年又は罰金、或いはその両方
- ・ 模倣商標の偽造 禁固 2 年以内または罰金、或いはその両方
- ・ 模倣商標の製造装置や所持 禁固 3 年以内または罰金、或いはその両方

### 5.3.2 民事訴訟

バングラデシュでの知的財産権の民事訴訟は、特許権、意匠権、パッシングオフに加えて、商標権や著作権についても、侵害の証拠や自らの権利を証明できれば提訴することができる。民事訴訟は、民事訴訟法(Code of Civil Proceeding)に基づき、次のようなステップで処理される。

- (1) 提訴
- (2) 召喚状の準備、送付 (アントン・ピラー命令の請求)
- (3) 訴答手続 (反訴、和解の可能性)
- (4) 公判前手続 (情報開示、公判日程調整)
- (5) 公判 (本審理)
- (6) 判決 (命令、上訴の可能性)
- (7) 執行

民事訴訟は時間とコストがかかるというデメリットがあるが、幅広い救済を受けることができる。なお、バングラデシュでは侵害者が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄したり、処分したり、また隠匿するような虞があるため、先制措置として、アントン・ピラー命令(Anton Pillar Order)を利用して、証拠保全を行い、そうした行為を防止し、侵害品や証拠の押収をすることができる。

提訴には現地弁護士を代理人として、訴状、権利証拠、侵害証拠、委任状などを準備し、侵害地を管轄する裁判所に提訴する。

知的財産権の侵害自体が単純明確な場合、比較的早い判断がなされる可能性があるが、一定の規模のある侵害者の場合、対象となる特許などの知的財産権の無効取消請求など裁判の長期化を目指した対策が取られる場合があるので注意する。

● 民事及び刑事上の救済 (参考: 1タカ=0.78 円/2013 年 10 月)

- (1) 特許
  - ・ 生産、販売、使用の差止
  - ・ 損害及び費用の賠償

(2) 意匠

- ・生産、販売、使用の差止
- ・損害賠償(法廷損害額 500 タカ以下、或いは認定額)

(3) 商標

- ・使用の差止
- ・損害賠償
- ・商標を付したラベル等の廃棄、没収
- ・処罰

① 不正な商標の商品表示

6 か月以上 2 年以下の禁固  
5 万以上 20 万タカ以下の罰金  
或いは上記の併科

また、再犯の場合

1 年以上 3 年以下の禁固  
10 万以上 30 万タカ以下の罰金  
或いは上記の併科

② 不正な商標の商品販売

2 年以下の禁固又は罰金或いは併科

また、再犯の場合

3 年以下の禁固又は罰金或いは併科

③ 反物の不正表示

500 タカ以下の罰金

④ 登録商標の虚偽表示

6 か月以上 1 年以下の禁固  
5 万以上 10 万タカ以下の罰金  
或いは上記の併科

(4) 著作権

- ・使用の差止
- ・損害賠償
- ・侵害品及び製造機器等の廃棄、没収
- ・処罰

6 か月以上 4 年以下の禁固  
5 万以上 20 万タカ以下の罰金  
或いは上記の併科

コンピュータプログラムの場合

10 万以上 40 万タカ以下の罰金

#### 5. 4 その他の紛争処理

バングラデシュはイギリス法の関係で仲裁に関する法規がパキスタン時代から存在していた。2001 年に仲裁法(Arbitration Act 2001)が制定され、2005 年に改正された模様である。

調査では 2004 年後半に、バングラデシュ仲裁協議会(The Bangladesh Council of Arbitration (BCA))がバングラデシュ商工会議所連盟(The Federation of Bangladesh

Chambers of Commerce (BCA))内部に設立されたが、その活動状況は全く不明である。

バングラデシュでは、裁判や弁護士を介しての交渉において、和解契約を締結することができるので、現地の弁護士に相談することをお勧めする。

## 6. 留 意 事 項

- (1) バングラデシュでの知的財産権が確実に取得できていること、また、その権利範囲が確かに侵害をカバーしていることを必ず確認する。また、バングラデシュがマインナー国であることから、権利者が自社の名義や住所が変更されているにも関わらず、必要な変更手続きをしていない場合があり、急な権利行使ができない場合があるので、権利行使前に必ず必要な変更手続きを行う。
- (2) バングラデシュでは並行輸入は法律上の規定はないが、禁止されていない。
- (3) バングラデシュは TIRPS 対応の関係で知的財産関係の法律改正を 2015 年までに予定している。また、数多くの法律改正案が提出されているが、施行されていない法律もある。現地弁護士が細かく確認せずに、法律改正を報告してくる事例が絶えないので、権利行使前に、現行法の確認を必ず行う。
- (4) 現地の新聞などによると行政組織での汚職や不適切な関係が問題として取り上げられることが多いため、地方の警察よりは緊急行動隊や国境警備隊、最近では移動裁判所の利用を勧められることがあるので、案件対応には現地の弁護士や代理人の選定も含めて、慎重に対応策を検討する。
- (5) バングラデシュの警察や税関などの関係者と侵害品の情報交換を行い、同様な侵害の情報を今後も交換できるよう、相互に良好な関係を構築する。
- (6) 日本の大使館からの協力を得られれば、他国の大使館同様に関係機関に直接的あるいは間接的に知的財産権者保護の要請を行うことも検討する。他国の例では現地関係者から説明を受けることがある。従って、可能であれば現地の日本政府関係機関、日本人商会などのチャネルも活用することを検討する。
- (7) バングラデシュの国民の知的財産に関する理解や知識は、残念ながらまだまだ

低い状況にあるので、知的財産権の存在、侵害した場合の刑罰などの教育を含めて、広告宣伝も重要な模倣品や海賊版の抑止につながる。従って、新聞、展示会、セミナーなどの機会をとらえて実施する。

## 7. その他の関連団体

### 7.1 バングラデシュ知的財産協会

**Intellectual Property Association of Bangladesh**

住所: House-120/B (3rd Floor),  
Road-07, New D.O.H.S, Mohakhali,  
Dhaka 1206, Bangladesh

Tel: +88-02-881-3751

Fax: +88-02-988-0410

Email: [secretarygeneral@ipab.org.bd](mailto:secretarygeneral@ipab.org.bd)

Web: <http://www.ipab.org.bd/>(作成中)

<https://www.facebook.com/pages/Intellectual-Property-Association-of-Bangladesh/>